

老人保健施設ふれんず施設サービス運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団まりふ会が開設する老人保健施設ふれんず（以下「当施設」という。）が実施する施設サービスの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(施設の目的)

第2条 当施設は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、利用者の居宅における生活への復帰を目指した介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、利用者の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、居宅における生活への復帰を目指す。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかるとしての利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 老人保健施設ふれんず
- (2) 開設年月日 平成10年7月1日
- (3) 所在地 山口県岩国市今津町1丁目11-23
- (4) 電話番号 0827-21-5150 FAX 番号 0827-21-5133
- (5) 管理者名 森脇征子
- (6) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（3550880029号）

(従業者の職種、員数)

第5条 当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

(1) 管理者	1人
(2) 医師	<u>1人以上</u>
(3) 薬剤師	<u>1人以上</u>
(4) 看護職員	<u>4人以上</u>
(5) 介護職員	<u>13人以上</u>
(6) 支援相談員	<u>1人以上</u>
(7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	<u>1人以上</u>
(8) 栄養士・管理栄養士	<u>1人以上</u>
(9) 介護支援専門員	<u>1人以上</u>
(10) 事務員	<u>1人以上</u>

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき与薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、受付窓口業務及び請求業務を行う。

(入所定員)

第7条 当施設の入所定員は、50人とする。

(介護老人保健施設のサービス内容)

第8条 当施設のサービスは、居宅における生活への復帰を目指し、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護及びリハビリテーション並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別紙に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 利用料として、居住費・食費、入所者が選定する特別な室料、日常生活品費、私物の洗濯代、その他の費用等利用料を、利用者負担額に応じ支払いを受ける。
*「食費」及び「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別紙に明記する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第10条 入所者が施設のサービスを受ける際には、入所者が留意すべき事項を約款及び重要事項説明書で説明し、同意を得る。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に備えて、避難・救出・夜間想定を含め、必要な訓練を年2回以上実施する。消防法に準拠して防災計画を別に定める。

(職員の服務規律)

第12条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第13条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第14条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団まりふ会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第15条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第16条 入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(安全対策)

第17条 当施設では、安全管理体制への取組みをリスクマネジメント（事故防止対策・安全

管理) 委員会を中心に行い、介護・医療事故を防止する体制を整備する。

(業務継続計画)

第 18 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定する。業務継続計画は職員へ周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う。

(身体拘束廃止)

第 19 条 当施設では、身体拘束廃止に向けた取組みを身体拘束廃止委員会を中心に行う。

(感染対策)

第 20 条 当施設では、感染予防及びまん延の防止に向けた取組みを感染対策委員会を中心に行う。

(褥瘡対策)

第 21 条 当施設では、褥瘡予防及び改善に向けた取組みを褥瘡対策委員会を中心に行う。

(虐待防止)

第 22 条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(ハラスメント対策)

第 23 条 当施設では適切な介護の提供をする観点から、職場において行われる性的な言動又は立場を背景とした言動を防止し就業環境が害される事を防止する為の措置を講じる。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 24 条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護保健施設サービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、

運営に関する重要事項については、医療法人社団まりふ会老人保健施設ふれんずの役員会において定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 19 年 3 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 19 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 19 年 9 月 1 日より施行する。
この運営規程は、平成 19 年 11 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 19 年 12 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 20 年 8 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 21 年 7 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 21 年 11 月 20 日より施行する。
この運営規定は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 22 年 10 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 23 年 8 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 24 年 1 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 24 年 3 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 24 年 7 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 25 年 9 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 27 年 6 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 28 年 9 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和元年 10 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 2 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 5 年 5 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 5 年 10 月 1 日より施行する。
この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

<別紙>利用料金（令和8年4月1日）

（1）基本料金（要介護認定による要介護度及び在宅復帰・在宅療養支援機能の区分によって利用料が異なります。）

【1日あたりの基本料金】

		算定項目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
①施設サービス費 (1割負担額)	基本型	多床室	793円	843円	908円	961円	1,012円	
		個室	717円	763円	828円	883円	932円	
	強化型	多床室	871円	947円	1,014円	1,072円	1,125円	
		個室	788円	863円	928円	985円	1,040円	
②施設サービス費 既定加算 (1割負担額)		夜勤職員配置加算	夜勤職員を利用者数20名又はその端数を増すごとに1名以上、かつ2名を超えて配置している 24円/日					
		サービス提供体制強化加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	介護福祉士、常勤職員、規定年数以上勤続職員の割合が要件を満たしている場合(※1) (Ⅰ)22円/日で試算 (Ⅱ)18円/日 (Ⅲ)6円/日					
		負担段階	負担額					
③食費 負担限度額		第1段階	300円					
		第2段階	390円					
		第3段階-①	650円					
		第3段階-②	1,360円					
		第4段階	2,000円					
④居住費 負担限度額		多床室	第1段階	0円				
			第2段階	430円				
			第3段階-①	430円				
			第3段階-②	430円				
			第4段階	660円				
		個室	第1段階	550円				
			第2段階	550円				
			第3段階-①	1,370円				
			第3段階-②	1,370円				
			第4段階	1,728円				

※1 サービス提供体制強化加算の要件 (Ⅰ) 介護職員のうち介護福祉士 80%以上又は勤続10年以上介護福祉士 35%以上 (Ⅱ) 介護職員のうち介護福祉士 60%以上 (Ⅲ) 介護職員のうち介護福祉士 50%以上、看護・介護職員のうち常勤職員 75%以上、直接サービス提供する職員のうち勤続7年以上 30%以上のいずれかに該当

【月額基本料金】 ①+②+③+④ ※30日当たり ※各種加算は含みません

		負担段階	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本型	多床室	第1段階	34,170円	35,670円	37,620円	39,210円	40,740円
		第2段階	49,770円	51,270円	53,220円	54,810円	56,340円
		第3段階-①	57,570円	59,070円	61,020円	62,610円	64,140円
		第3段階-②	78,870円	80,370円	82,320円	83,910円	85,440円
		第4段階(1割負担)	104,970円	106,470円	108,420円	110,010円	111,540円
		第4段階(2割負担)	130,140円	133,140円	137,040円	140,220円	143,280円
	第4段階(3割負担)	155,310円	159,810円	165,660円	170,430円	175,020円	
	個室	第1段階	48,390円	49,770円	51,720円	53,370円	54,840円

強化型	室	第2段階	51,090 円	52,470 円	54,420 円	56,070 円	57,540 円	
		第3段階-①	83,490 円	84,870 円	86,820 円	88,470 円	89,940 円	
		第3段階-②	104,790 円	106,170 円	108,120 円	109,770 円	111,240 円	
		第4段階(1割負担)	134,730 円	136,110 円	138,060 円	139,710 円	141,180 円	
		第4段階(2割負担)	157,620 円	160,380 円	164,280 円	167,580 円	170,520 円	
		第4段階(3割負担)	180,510 円	184,650 円	190,500 円	195,450 円	199,860 円	
	多 床 室	第1段階	36,510 円	38,790 円	40,800 円	42,540 円	44,130 円	
		第2段階	52,110 円	54,390 円	56,400 円	58,140 円	59,730 円	
		第3段階-①	59,910 円	62,190 円	64,200 円	65,940 円	67,530 円	
		第3段階-②	81,210 円	83,490 円	85,500 円	87,240 円	88,830 円	
		第4段階(1割負担)	107,310 円	109,590 円	111,600 円	113,340 円	114,930 円	
		第4段階(2割負担)	134,820 円	139,380 円	143,400 円	146,880 円	150,060 円	
		第4段階(3割負担)	162,330 円	169,170 円	175,200 円	180,420 円	185,190 円	
		個 室	第1段階	50,520 円	52,770 円	54,720 円	56,430 円	58,080 円
			第2段階	53,220 円	55,470 円	57,420 円	59,130 円	60,780 円
			第3段階-①	85,620 円	87,870 円	89,820 円	91,530 円	93,180 円
			第3段階-②	106,920 円	109,170 円	111,120 円	112,830 円	114,480 円
			第4段階(1割負担)	136,860 円	139,110 円	141,060 円	142,770 円	144,420 円
			第4段階(2割負担)	161,880 円	166,380 円	170,280 円	173,700 円	177,000 円
			第4段階(3割負担)	186,900 円	193,650 円	199,500 円	204,630 円	209,580 円

(2) 加算料金(要件を満たす場合に、基本料金に以下の料金が加算されます)

加算項目	金額(1割負担)	適用範囲	内容等
短期集中リハ加算Ⅰ	258 円/日	3 月以内	医師または医師から指示を受けた療法士が集中的に訓練した場合(☆)。
短期集中リハ加算Ⅱ	200 円/日	3 月以内	医師または医師から指示を受けた療法士が集中的に訓練した場合。

認知症短期集中リハ加算Ⅰ	240 円／日	3 月以内 週 3 日限度	認知症であると医師が判断し、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対し、退所後生活する居宅等を訪問し生活環境を把握して計画を作成し、集中的なリハビリを行った場合。
認知症短期集中リハ加算Ⅱ	120 円／日	3 月以内 週 3 日限度	認知症であると医師が判断し、リハビリによって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対し集中的なリハビリを行った場合。
若年性認知症入所者受入加算	120 円／日	1 日につき	受け入れた若年性認知症入所者ごとに個別に担当者を定め、対象者に対して、特性やニーズに応じた介護サービスを提供した場合。
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅰ	51 円／日	対象月	在宅復帰・在宅療養支援等評価指標が 40 以上となる場合。
在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ	51 円／日	対象月	在宅復帰・在宅療養支援等評価指標が 70 以上となる場合。
外泊時費用	362 円／日	月 6 日限度	外泊をした場合。ただし初日及び最終日は算定しない。
外泊時在宅サービス利用費用	800 円／日	月 6 日限度	試行的に退所し、当施設が居宅サービスを提供する場合。
初期加算Ⅰ	60 円／日	30 日以内	空床情報について定期的に公表、医療機関に情報共有している場合、かつ急性期の医療機関の一般病棟入院後 30 日以内に退院され入所した場合。
初期加算Ⅱ	30 円／日	30 日以内	入所日から 30 日間に限り加算される。
退所時栄養情報連携加算	70 円／回	月 1 回限度	管理栄養士が退所先の医療機関等に栄養管理に関する情報を提供した場合。
再入所時栄養連携加算	200 円／回	1 回限り	医療機関からの再入所時に以前と大きく異なる栄養計画を要すると判断した時、双方の管理栄養士が連携し、栄養ケア計画を策定した場合。
入所前後訪問指導加算Ⅰ	450 円／回	1 回限り	入所予定日の 30 日前以内又は入所後 7 日以内に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合。
入所前後訪問指導加算Ⅱ	480 円／回	1 回限り	上記計画の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定めるとともに、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。
栄養マネジメント強化加算	11 円／日	1 日につき	管理栄養士を規定数以上配置し、低栄養リスクが高い入所者に対し多職種が共同して栄養ケア計画を作成し、週 3 回以上の食事観察を行い、調整等を実施。低リスクの入所者の変化も把握し早期に対応を行う場合(☆)
経口移行加算	28 円／日	計画作成から 180 日以内	経管により食事を摂取する方へ経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士による栄養管理及び看護職員による支援を行った場合。加算期間延長あり。
経口維持加算Ⅰ	400 円／月	1 月につき	経口摂取であるが摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に経口維持計画を作成し、医師の指示に基づき管理栄養士が栄養管理を行う場合。
経口維持加算Ⅱ	100 円／月	1 月につき	Ⅰにおいて行う食事の観察、会議に医師、歯科医師、歯科衛生士または言語聴覚士が加わった場合。
口腔衛生管理加算Ⅰ	90 円／月	1 月につき	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し口腔ケアを月 2 回以上行い、介護職員への技術的助言・指導等を行っている場合。

口腔衛生管理加算Ⅱ	110 円／月	1 月につき	I の要件に加え、計画の内容等の情報を厚生労働省に提出した場合(☆)。
療養食加算	6 円／回	1 食につき	医師の食事箋に基づき、適切な栄養量及び内容の療養食を提供した場合。
かかりつけ医連携 薬剤調整加算Ⅰイ	140 円／回	1 回限り	退所後生活する居宅を訪問し、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合。
かかりつけ医連携 薬剤調整加算Ⅰロ	70 円／回	1 回限り	退所後生活する居宅を訪問し、施設において薬剤を評価・調整した場合。
かかりつけ医連携 薬剤調整加算Ⅱ	240 円／回	1 回限り	I イ又はロを算定していて、服薬情報等を厚生労働省に提出、情報活用している場合(☆)。
かかりつけ医連携 薬剤調整加算Ⅲ	100 円／回	1 回限り	Ⅱを算定していて、退所時、内服薬の種類が入所時に比べ1種類以上減少している場合。
緊急時治療管理	518 円／日	月 3 日限度	救命救急医療の必要時、緊急的な治療管理を行った場合。
所定疾患施設療養費Ⅰ	239 円／日	月 7 日限度	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合。その実施状況を翌年度以降公表している場合。
所定疾患施設療養費Ⅱ	480 円／日	月 10 日限度	I の要件に加えて、施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している場合。
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	200 円／日	7 日限り	認知症症状のため在宅生活が困難であり、緊急入所が適当であると医師が判断して入所した場合。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅰ	53 円／月	1 月につき	リハビリマネジメント計画書加算Ⅱの要件に加え、口腔衛生管理加算Ⅱ及び栄養マネジメント強化加算を算定しており、リハビリテーション計画の内容等の情報、口腔状態及び栄養状態に関する情報を関係職種間で共有している場合(☆)。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算Ⅱ	33 円／月	1 月につき	リハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、当該情報その他必要な情報を活用し、リハビリテーションの提供に当たっている場合(☆)。
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3 円／月	1 月につき	褥瘡発生のリスクを入所時に評価した後、少なくとも3月に1回の評価を行い、褥瘡が認められる入所者又はリスクがある入所者の褥瘡ケア計画を作成しそれに基づいたケアを実施している場合(☆)。
褥瘡マネジメント加算Ⅱ	13 円／月	1 月につき	I の要件を満たし、入所時等の評価の結果、褥瘡の認められた入所者の褥瘡が治癒したこと、又は褥瘡発生リスクがあるとされた入所者に、褥瘡の発生のない場合。
排せつ支援加算Ⅰ	10 円／月	1 月につき	排泄に介護を要する入所者ごとに、要介護状態の軽減見込みについて入所時の評価とともに少なくとも3月に1回評価する(☆)。評価に基づき多職種が共同して原因分析し支援計画を作成し、支援を実施する場合。
排せつ支援加算Ⅱ	15 円／月	1 月につき	I の要件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれる方について、入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、又はおむつ使用ありから使用なしに改善している場合、又は尿道カテーテルが抜去された場合。

排せつ支援加算Ⅲ	20 円／月	1 月につき	I の要件を満たし、要介護状態の軽減が見込まれる方について、入所時等と比較して、排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともに、いずれにも悪化がない場合、又は尿道カテーテルが抜去された場合、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合。
自立支援促進加算	300 円／月	1 月につき	医師が入所時の医学的評価を行うとともに少なくとも 3 月に 1 回の見直しを行い(☆)、その評価に基づき医師を含む多職種が共同して作成した支援計画に従いケアを実施している場合。
科学的介護推進体制加算 I	40 円／月	1 月につき	ADL、栄養、口腔・嚥下、認知症の状況、心身の状況等についての情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合(☆)。
科学的介護推進体制加算 II	60 円／月	1 月につき	上記 I に疾病や服薬情報等の情報を加えている場合。
安全対策体制加算	20 円／回	1 回限り	外部研修を受けた担当者を配置し、施設内に安全対策部門を設置し、安全対策を実施する体制が整備されている場合。
ターミナルケア加算1	72 円／日	1 日につき	亡くなる日 45～31 日前の間。医師の診断、ターミナルケア計画作成、同意がある場合。
ターミナルケア加算2	160 円／日	1 日につき	亡くなる日 30～4 日前の間。医師の診断、ターミナルケア計画作成、同意がある場合。
ターミナルケア加算3	910 円／日	1 日につき	亡くなる日 3～2 日前。医師の診断、ターミナルケア計画作成、同意がある場合。
ターミナルケア加算4	1,900 円／日	1 日につき	亡くなられた日。医師の診断、ターミナルケア計画作成、同意がある場合。
試行的退所時指導加算	400 円／回	月 1 回限度	試行的退所時に入所者及び家族等に療養上の指導を行った場合。最初の試行的退所から 3 月に限る。
退所時情報提供加算 I	500 円／回	1 回限り	居宅に退所した場合に主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合。
退所時情報提供加算 II	250 円／回	1 回限り	医療機関に入院した場合に心身の状況、生活歴等の情報を提供した場合。
入退所前連携加算 I	600 円／回	1 回限り	入所前後 30 日以内に居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービス等の利用方針を定め、さらに、入所期間 1 月を超える入所者の退所に先立ち、居宅介護支援事業者に必要な情報を提供し、連携して退所後居宅サービス等の調整を行った場合。
入退所前連携加算 II	400 円／回	1 回限り	入所期間 1 月を超える入所者の退所に先立ち、居宅介護支援事業者に必要な情報を提供し、連携して退所後の居宅サービス等の調整を行った場合。
協力医療機関連携加算 1	R7 年 3 月まで 100 円／月 R7 年 4 月以降 50 円／月	1 月につき	要件を満たす協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を開催している場合。(【協力医療機関の要件】①急変時の相談体制の確保。②施設から求めがあった場合に診療を行う体制の確保。③入院が必要な場合に原則として受け入れる体制の確保。)
協力医療機関連携加算 2	5 円／月	1 月につき	上記以外の協力医療機関との間で、入所者の病歴等の情報を共有する会議を開催している場合。

高齢者施設等 感染対策向上加算Ⅰ	10円/月	1月につき	下記の要件を満たす場合。 新興感染症の発生時等に協定締結医療機関との連携体制を確保していること。協力医療機関と一般的な感染症発生時等の対応を取り決め、連携し対応していること。院内感染対策に関する研修又は訓練に参加していること。
高齢者施設等 感染対策向上加算Ⅱ	5円/月	1月につき	3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合。
新興感染症等施設療養費	240円/日	月5日限度	指定されている感染症に感染した場合に必要な感染対策や医療機関との連携体制を確保した上で、感染した入所者に介護サービスを行った場合。
生産性向上推進体制加算Ⅰ	100円/月	1月につき	(Ⅱ)の要件を満たし、データによる改善成果の確認を行った上で、複数の見守り機器等のテクノロジー導入や適切な役割分担を行い、その効果を示すデータを厚生労働省に提出している場合。
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10円/月	1月につき	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入しており、生産性向上に資する取組を行い、その効果を示すデータを厚生労働省に提出している場合。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ		1月につき	1月あたりの介護保険サービス料金に(Ⅰ)7.5%(Ⅱ)7.1%(Ⅲ)5.4%(Ⅳ)4.4%を乗じた料金

☆印は、評価結果や計画等の情報を厚生労働省に提出し、支援の実施に当たって、当該情報その他支援の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していることが要件です。

(3) その他の利用料

利用料項目	金額等	利用料項目	金額等
特別な室料	2,300円/日	洗濯代(月額)	11,000円/月
日常生活品費 ※2	80円/日	洗濯代(日割)	360円/日
その他の個人使用の日用品	実費	臨時洗濯代	300円/回
テレビレンタル	100円/日	診断書料	5,500円又は3,300円 (様式による)
散髪代(美容師さんへお支払いします)	実費(1,500円)	死亡診断書料	2,200円
予防接種	実費(自己負担額)	エンゼルケア	8,800円
新型コロナウイルス抗原検査料	1,650円/回	インフルエンザウイルス抗原検査料	1,650円/回

※2 日常生活品費は、施設で用意する石鹸、シャンプーの費用です。